

平成 28 年 3 月 29 日
(変更) 平成 28 年 9 月 30 日
(変更) 平成 28 年 12 月 27 日

独立行政法人環境再生保全機構 平成 28 年度計画

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、中期計画を実施するため、機構に係る平成 28 年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供に努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図る。

また、インターネット等の活用を含む戦略的な広報活動の一環として、機構の事業とその成果、各種の動向等について、各種媒体を通じて即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、特に、引き続き多くの企業が厳しい経営環境にある中で、高い申告率・収納率確保のために、以下の対応を行う。

ア. 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対し委託商工会議所及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告・納付督促をさらに強化する。

イ. 未納の納付義務者に対しては、「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督促事務手引」により、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。

これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。

② 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績（63 件）に比し中期計画の目標である 50%増（95 件以上）の現地調査を計画し実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

- ① 徴収業務に係る委託業務契約(民間競争入札)においては、平成 24 年度実績に比し、本年度においても 5%以上の委託費の縮減を達成する。
- ② オンライン申告等の電子申告を推進するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、申告納付説明・相談会等の場において具体的な利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性等について説明する。また、業界団体等に対し、傘下事業主等への利用促進のための周知・広報について協力要請を行うほか、用紙申告の納付義務者への直接訪問等により利用の促進を図る。

これらの取組により、中期計画に掲げた電子申告率を申告件数・申告金額で 70%以上を 2 年前倒しで達成する。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

- ① 納付義務者に対するサービスの向上を図るために、以下の取組を行う。
 - ア. 納付義務者のニーズを踏まえ、汚染負荷量賦課金の納付について徴収・審査システムとマルチペイメントネットワーク等を接続することにより、インターネット等を利用した電子納付を実現するため、平成 29 年度から利用可能とするシステム整備、取扱金融機関等との調整及び電子納付による事務処理の仕組みの構築に着手する。
 - イ. 汚染負荷量賦課及び申告・納付手続について適切な周知、理解の促進を図るため、制度について分かりやすく記載した手引き、様々な記入例を交えた申告書の記入説明書等を作成、配布する。手引き等については、納付義務者のニーズ等を踏まえ、必要な修正を行う。
 - ウ. 申告の手続などについて、分かりやすく説明した動画サイトをホームページに掲載し、周知を図ることにより、納付義務者の制度や手続に対する理解を深める。
 - エ. 申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者のニーズを把握し、オンライン申告システムの改修を行う。また、納付義務者の法人情報に関して、平成 27 年に発生した他の機関情報システムでのサイバー攻撃による情報漏えいの事案の発生を踏まえ、当該システムに係る情報セキュリティ対策の強化、標的型メール攻撃などのインシデント発生防止に向けた措置を講じるとともに、情報を取り扱う職員研修の充実を図る。
 - オ. 委託商工会議所と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。
- ② 汚染負荷量賦課金の徴収関係業務を円滑に推進するため、以下の取組を行う。
 - ア. 納付義務者が制度や申告の手続について、正しく理解してもらえるよう委託商工会議所担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を開催する。
 - イ. 委託商工会議所との連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国各地で

申告納付説明・相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るため、45 都道府県等に対する現地指導を原則として3年に1回のサイクルで実施する。

また、公害保健福祉事業について、実態調査を行い創意工夫が見られた事例を収集する。

さらに、現地指導調査の結果や創意工夫が見られた公害保健福祉事業の事例について、環境省に報告するとともに、都道府県等に対して情報提供を行う。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

納付業務システムについて、都道府県等のニーズ等を把握し、事務処理の効率化が図れるよう改修する。

また、45 都道府県等の担当者が納付業務システムを適正に利用できるよう、要望がある担当者全員を対象に研修を実施する。

<公害健康被害予防事業>

1. ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善

公害健康被害予防事業の各種事業を効果的かつ効率的に実施するため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を的確に反映させることにより事業内容の改善を図る。

平成 26 年度から開始した公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間における見直しの実行について、平成 28 年度においては、平成 27 年度までに立ち上げた各種新規事業の本格的実施や助成事業の見直し後のメニューを関係地方公共団体がより効果的に実施できるようにするための支援に取り組む。

また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価・分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

2. 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保

(1) 事業の重点化・効率化

公害健康被害予防事業の実施内容を、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。

(2) 収入の安定的な確保

公害健康被害予防基金について、低金利トレンドの固定化が予想される状況を踏まえ、市場等の動向に適時・的確に対応して、運用方針に基づく安全で有利な運用を行う。

また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、収入の安定的な確保を図る。

3. 公害健康被害予防事業における調査研究

(1) 調査研究の重点的な実施

中期計画に基づき重点化を行った調査研究を、着実に実施する。環境保健分野に係る調査研究については、平成 26 年度から開始した 3 課題（9 件の調査研究）を継続して実施する。大気環境の改善分野に係る調査研究については、平成 26 年度から開始した 2 課題（2 件の調査研究）を継続して実施する。

なお、調査研究課題の重点化や実施計画等の合理化を行うことにより、調査研究費の総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。

(2) 外部有識者による評価

各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。これらの評価結果については、各調査研究の実施者にフィードバックして次年度の調査研究の内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。

(3) 調査研究成果の公害健康被害予防事業への反映

調査研究の成果は、ホームページや研究発表会で公表するほか、パンフレットなどの作成により、広く情報提供を行う。

また、その結果に応じて、研修事業や助成事業の向上、知識の普及等事業で行う取組の内容に的確に反映させる。

4. ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供

(1) 知識の普及等事業の重点的な実施

地域住民等に対して機構が直接、ぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及、情報提供を行う本事業は、公害健康被害予防事業の中で特に重要な事業である。

平成 26 年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を、この知識の普及等事業と環境保健分野の助成事業を中心に行っていくことになる。

(2) 各種普及啓発事業の効果的な実施

地域住民等のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を図るため、パンフレット類の作成やぜん息専門医等による講演会・講習会の開催、ぜん息・COPD電話相談室などの事業を積極的に実施する。

これらの普及啓発事業を改善し、より効果的に実施していくために、参加者や利用者に対するアンケート調査で要改善点、理解度等を把握して、次の事業等に反映させるなど、常に質の向上を図る。なお、アンケート調査では、有効回答者のうち80%以上の方から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを目標とする。

(3) 新たな普及啓発事業の展開

公害健康被害予防事業の見直しにより平成26・27年度から新たに取り組んでいるNPO法人等と連携した知識普及事業、メディアミックスも踏まえた抜本的なパンフレット類との統合・再整備、「eラーニング学習支援システム」の本格運用、大気環境対策セミナーなどの事業を着実に推進する。

(4) ホームページを活用する情報提供

ホームページの利点を活かして、機構ホームページ内の「大気環境・ぜん息などの情報館」で、パンフレット類の内容プラスアルファの情報、機構が開催する講演会等の紹介情報、調査研究等の他の公害健康被害予防事業を通じて得られた最新の知見や情報をわかりやすく、タイムリーに提供する。

また、上記(3)と同様に公害健康被害予防事業の見直しによる新たな普及啓発事業の取組として、ホームページを改修して構築する関連団体等が発信するぜん息・COPDの予防等の情報を掲載するプラットフォームの利活用や、ユーザビリティの向上を着実に推進する。

5. 公害健康被害予防事業を担う人材の育成

(1) 効果的な研修の実施

公害健康被害予防事業が置かれている重要な状況として、地方公共団体の実施体制が縮小化してきているということがある。一方、平成26年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を知識の普及等事業と環境保健分野の助成事業を中心に行っていくことになる。これらを着実に実施していくためには、ぜん息等の患者の身近で自己管理の支援ができるような人材を的確に育成することが必要不可欠であり、以下に掲げる研修等を効果的に実施する。

地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者に対して、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした研修を実施する。

また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等（コメディカルスタッフ）の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。

これらの研修の内容等を改善し、より効果的に実施していくために、研修生に対する

アンケート調査で理解度、研修ニーズ等を把握して、その後のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させるなど、常に質の向上を図る。なお、アンケート調査では、有効回答者のうち 80%以上の研修生から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得ることを目標とする。さらに、ソフト 3 事業の従事者を対象とした研修については、研修を修了し業務に復帰してから一定期間経過後に追跡調査も実施し、平均 80%以上の研修生から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得ることを目標とする。

（2）ネットワークを活用した人的支援の強化

ソフト 3 事業を実施する地方公共団体の実施体制の変化及びぜん息や COPD の治療の進歩による自己管理支援の重要性の増大に対応するために、平成 26 年度に取りまとめた「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成、支援に関する総合的な取組」に基づく新たな事業として、平成 27 年度から「予防事業人材バンク」等を開始している。

「予防事業人材バンク」は、ぜん息や COPD について高度かつ専門性の高いスキルを持つコメディカルスタッフに登録していただき、その情報を地方公共団体が活用してソフト 3 事業等の講師や指導スタッフの委嘱等を行うことを支援する仕組みである。

「予防事業人材バンク」への登録等の推進を積極的に図り、平成 28 年度における登録者数を 100 人とすることを目標とする。

6. 関係地方公共団体の事業に対する助成

（1）公害健康被害予防事業を実施する地方公共団体に対する着実な助成

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業等を行う関係地方公共団体に助成金を交付する本事業は、公害健康被害予防事業の中で特に重要な事業である。各地域における公害健康被害予防事業の着実な実施を支えるとともに、より効果的、効率的な実施に向けた取組を推進する。

（2）見直し後の環境保健分野の助成事業の定着及びレベルアップの好循環を図るための積極的な支援

平成 26 年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を、この環境保健分野の助成事業と直轄事業の知識の普及等事業を中心に行っていくことになる。

環境保健分野の助成事業の見直しについては、関係地方公共団体等との調整・検討に基づく新たな助成メニューに対応する助成要綱等に改正をし、平成 27 年度の助成事業から適用しているところであるが、定着やレベルアップの好循環を図るために、切れ間のないソフト面の支援を積極的に行う必要がある。このため、「グッド・プラクティス」等の積極的な情報提供、地方公共団体が自らが実施するソフト 3 事業の実施効果を測定・把握するシステムの運用支援、地方公共団体間での情報交換を推進する取組等を行う。

これらのことにより、関係地方公共団体によるソフト 3 事業の効果的な実施を推進す

ることとし、ソフト3事業が助成事業費全体に占める比率について、平成28年度においては80%以上を目標とする。

(3) 環境改善分野の助成事業の具体的な見直しの推進

平成28年度から適用することとした、「計画作成事業（関係地方公共団体が、地域が抱える大気環境施策上の課題の解決に向けた計画を作成することも助成対象とするもの）」について、より多くの地方公共団体の活用を推進する取組等を行う。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

(1) 助成の重点化等による効果的な実施

① 助成対象については、引き続き国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成ではアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。

また、企業等からの寄付金を直接助成事業に充てる企業協働プロジェクトを引き続き推進する。

② 民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する観点から、将来の環境保全活動を担う若手人材を育成するため、振興事業と連携した「若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム」の活用の促進（年10件程度の採択を目指す。）を図る。

③ 助成事業の効果的な実施の観点から、これまでの助成の成果を検証し、環境保全活動を行う民間団体の発展に資するような助成のあり方について、外部有識者を交えた検討を行い、助成の枠組みの見直しを図る。

(2) 助成先固定化の回避

環境保全活動に取り組む団体の裾野を広げるため、これまで地球環境基金から助成を受けたことのない団体への助成（全体の20%を目指す）に努めるとともに、引き続き、助成事業に係る周知広報を図る。また、助成継続年数の上限について募集要領に明記し厳正に履行する。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

助成した事業の成果の向上を促進するため、有識者等により構成する第三者委員会と連携し、事業実施期間に応じて、事前目標共有（初年度）、中間コンサルテーション（2年度目）、書面評価（3年度終了時）、実地評価（終了の翌年度）等を実施し、評価結果を公表する。また、評価結果を毎年策定する募集要領及び審査方針に反映させる。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

① 募集時期の早期化などにより、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。

② 助成金の各種申請書等様式のダウンロード、中間支援組織等と連携した助成金募集

説明会の開催等により、助成金交付要望団体等の利便性を図る。

- ③ 民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する観点から、環境NGO・NPOと企業との連携を促進するための交流会等を開催するとともに中間支援組織等と連携した助成金募集説明会の開催等により、助成金交付要望団体のキャパシティビルディングに資する。

また、民間の助成団体や地方環境パートナーシップオフィス等関係団体とのネットワークを構築し、連携強化を図るため、情報交換を行う。

- ④ 助成金の支払事務が適正に行われ、計画通りに執行されている団体については、団体の求めに応じて概算払いを実施する。

2. 振興事業に係る事項

(1) 調査事業、研修事業の重点化

将来の環境保全活動を担う若手人材の育成及び若手人材間のネットワークの構築等に資するため、より効果の高い若手プロジェクトリーダー研修への重点化（年3コース、3回）を図る。

また、次世代を担うユース世代の環境保全活動の発表の場の提供、活動の表彰等を行うことにより、環境保全活動に取り組む裾野の拡大及びユース世代のネットワークの構築に資するため、学生との交流事業を民間団体、企業、自治体等と連携して年1回以上実施する。

調査事業については、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図る。

(2) 研修事業の効果的な実施

研修事業の効果等に関する評価として、研修受講者へのアンケート調査による評価・フォローアップを行い、効果的な研修事業の実施に努める。また、各研修事業について、「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるように努める。

3. 地球環境基金の運用等について

地球環境基金事業のこれまでの取組について、国民・事業者等の理解を促進するため、新聞紙面や各種環境イベント等を通じた総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、地球環境基金のより一層の造成のため新たな寄付方策の導入に向けた検討を行う。

具体的な広報活動として、国民に対しては、「地球環境基金サポーター」について更なる広報に取り組むとともに、カードポイントによる寄付の拡充に努める。

一方、事業者等に対しては、現在の社会経済情勢を踏まえ、「地球環境基金企業協働プロジェクト」による寄付獲得に重点を置き、より多くの参加を得るよう企業CSR担当者等への直接の広報等に取り組むことにより、寄付の拡充に努める。

なお、出えん金の総額及び件数については、社会経済情勢や前中期目標期間以降の推移を改めて分析したうえで、その増加に努める。

また、地球環境基金の運用については、低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努める。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金による助成業務>

環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請（軽減事業では四半期ごと及び振興事業では年1回）及び事業実績報告の内容を適正に審査した上で交付する。

また、本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表（年5回）する。

<維持管理積立金の管理業務>

本積立金について、取戻し請求に確実に対応するとともに、積立額及び取戻額を想定し資金の出入を把握することにより、予定外の資金需要に対応できる余裕を確保しつつ、より有利な運用を行う。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額を年1回3月末に通知する。

<石綿健康被害救済業務>

1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施

(1) 認定等の迅速かつ適正な実施

申請段階から医療機関と緊密に連絡を行い、病理標本など医学的判定に必要な資料の整備に努め、1回の判定で結果が得られる案件を増加させることで、療養中の方々からの認定申請について、特殊な事情を有する案件を除き、本中期目標期間中における平均処理日数を前中期目標期間中より短縮するとともに、計測に時間を要している石綿繊維の計測を着実に実施する。

また、労災保険制度の対象になり得る申請について労災保険窓口で随時、情報提供を行うなど、引き続き他制度との連携を図る。

(2) 迅速かつ適正な支給

救済給付の請求に関する案内資料の記載について、より分かりやすくなるよう見直しを検討するなど、被認定者からの請求が円滑に行われるための取組を進め、支給に係る事務を適切に行う。

また、認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。

2. 救済給付の支給に係る費用の徴収

特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。

3. 制度運営の円滑化等

(1) 保健所等への情報提供

各地域で保健所等への説明会を実施し、制度及び手続等に関する知識を深め、申請手続の円滑化を図る。

(2) アンケート調査

救済制度の適切な運営等の参考とするため、被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等の参考にする。

(3) 医療機関等への申請手続等の周知

申請等に係る手引を送付するなど、医療機関等に対して、申請手続等の周知を行う。

(4) 調査・情報収集の実施

環境省等とも連携して、中長期的視点を踏まえ、被認定者の石綿ばく露に関する調査等を行う。

(5) 医療機関等への知見の還元等

診断技術の向上を図るため、中皮腫等に係る専門技術研修会を実施するほか、石綿関連疾患に関する学会等でセミナーを開催する。また、石綿による疾病等に関する医師向けの情報提供の方法について検討する。

(6) 救済制度に関する情報の公開

救済制度の認定・給付の状況等について随時及び年次でホームページ等により情報を公開する。

4. 救済制度の広報・相談の実施

(1) 制度に関する広報等

救済制度発足 10 年経過及び前年度に実施した広報事業の成果等を踏まえた広報計画を定め、広範な情報発信をするとともに、地域性等も配慮し、地方公共団体とも連携して制度の周知を図る。

(2) 制度等に関する相談等

申請者等からの救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済制度及び申請手続について分かりやすく説明を行う。

5. 安全かつ効率的な業務の実施

(1) 認定・給付システムの運用等

認定・給付業務を効率的に実施するため、情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付の進捗状況等を随時把握することで業務を適切に管理する。

(2) 個人情報の保護等

職員に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施し、申請書類等の管理

を厳格に行う。

6. 救済制度の見直しへの対応

政府による改正法施行5年の救済制度の見直しに当たり、統計情報など必要な情報を適宜提供するなど、積極的に参画する。また、見直しの結果を受けて、その適切な実施に向けた検討を行う。

<環境研究総合推進業務>

1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施

(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

平成28年10月1日から、これまで環境省が実施していた環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の一部業務が機構に移管されることに伴い、機構内に推進費に係る業務を担当する新たな部署を設置し、配分業務等の実績を有する職員の配置を行うとともに、業務の実施に必要な規程やマニュアルの整備など推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施するための体制を整備する。

平成28年度は、平成29年度から開始する「環境問題対応型研究」、「課題調査型研究」（以下「戦略F S」という。）、「革新型研究開発」若手枠及び「次世代循環型社会形成推進基盤整備事業」の研究及び技術開発等について、大学、国立研究開発法人その他の研究機関に対して環境省の行政ニーズを提示し、新規課題の公募を行う。

公募の実施に当たっては、公募説明会の開催、広報パンフレットの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

また、平成28年度以前から開始されている継続研究課題については、平成29年度から機構において環境省から業務が引き継げるよう、研究機関との契約事務等の準備を行う。

(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

環境研究・環境行政に係る専門的な知見に基づき、公正な評価を行うための体制を整備するため、外部有識者により構成される環境研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）及び戦略F S、推進戦略で設定する5領域の各研究部会を機構において新たに設置する。

平成29年度から開始する新規課題の採択に当たっては、豊富な研究経歴を有するプログラム・オフィサー（以下「PO」という。）によるプレ審査を経て、推進委員会及び研究部会において、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から事前評価を実施する。この際、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。

(3) 研究成果の普及及び活用の促進

平成 28 年度は、環境省がこれまで実施してきた研究の成果を機構が新しく開設するウェブサイトへ掲載し、広く公表するなど、研究成果を広く周知するための仕組みを構築する。

2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進

(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び研究開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、平成 29 年度の研究課題からの適用に向けて、予算の弾力的な執行を行うための規程の整備や会計処理方法の見直しを行う。

(2) 研究者への助言等の支援の強化

研究者への行政ニーズの周知徹底、政策検討状況の情報提供、助言等といった研究者への支援強化を図るため、環境省と協議の上、P O の体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、研究課題に対する進捗管理や管理体制の強化に向けた検討を進める。

(3) 研究費の適正な執行等

平成 29 年度から実施する新規課題の公募において、府省共通研究開発管理システム（e-R a d）を活用し、研究費の不合理な重複や過度な集中がないか確認する。

また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、規程の整備や委託業務の取扱いに関する会計説明会を新規に実施する。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応し得る組織を構築するため、平成 27 年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画の成果等を踏まえ、組織のあり方、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制等について、戦略的な見直しの検討を行う。

(1) 業務実施体制の見直しの検討

業務をより効率的及び合理的に実施する観点を踏まえ、内部統制システム整備計画の遂行とも連動して、①中長期的な人材育成及び組織力強化の視点に立ち、機構独自の創意・工夫により策定した新たな研修体系（平成 26 年度から「E R C A 研修計画」として展開中）及び新たな人事評価制度（平成 27 年度に制度改定、平成 28 年度から実施）の着実な運用・定着を図るとともに、②情報セキュリティ対策の高度化とその確実な運用のための情報システム関連業務の集約化、並びに各部門の業務における契約及び支払関連業務の事務負担軽減のための集約化など、組織・要員体制の見直しの検討を進める。

また、第三期中期目標期間中の目標である債権管理回収業務の組織体制の見直しについて、債権残高等の業務の状況等を踏まえつつ、円滑な業務実施体制を確保しながら、他部門への統合を含めた縮減等を検討する。

さらに、上記を進める前提として、管理業務については債権管理システムの改修をはじめシステム化等を実現することにより、機構内各部署で一定の業務量となっている管理業務の事務の効率化を進める。

(2) 内部統制の推進

①内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実にを行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の審議を経た上での内部統制システム整備計画(平成 28 年度)の策定、モニタリング体制の整備、理事長による職員との意見交換等を通じて、内部統制の拡充・強化を推進する。

また、全役職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、役職員の意識向上を積極的に進める。

内部統制の運用状況等は、内部統制担当役員が職員との面談等を通じて確認するとともに、内部統制の推進に係る取組は、外部有識者も含めた内部統制等監視委員会において確認し、監事による内部統制の評価を行う。

②コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部署の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

③リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備するため、特に影響の大きいリスクについてはリスク管理委員会を開催し、リスクが顕在化した際の対応方針等について検討する。

また、緊急時における業務継続実施体制を整備するため、業務実施継続計画を策定し、当該計画を用いた訓練を実施する。

④情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)」等の政府の方針を踏まえ、独立行政法人環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程に基づいて策定した情報セキュリティ対策基準等に従い、サイバー攻撃等のリスクに対応した施策の確認等を情報セキュリティ委員会において行うとともに、継続的な研修・実践的な訓練等を通じた役職員の意識の向上を図り、あわせて内部監査に

加えて外部専門機関によるシステム監査の導入を検討するなど、適切な情報セキュリティレベルを確保するための取組を推進する。

また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。

2. 業務運営の効率化

(1) 経費の効率化・削減等

平成 27 年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画の成果等を踏まえ、予算執行、経費の運営プロセスの遵守を徹底し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成しつつ、一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、中期計画の削減目標（6.5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 28 年度予算を作成し、効率的執行に努める。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、P C B 廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（4%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 28 年度予算を作成し、効率的執行に努める。

③ 人件費等

機構の給与水準について、引き続き検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(2) 随意契約等の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約手続審査委員会の審査により、入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等の更なる徹底を図る。

また、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から作成する「調達等合理化計画」等に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。

また、契約手続審査委員会等による事前の審査及び契約監視委員会による事後の点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。

なお、内部統制システム整備計画の遂行とも連動して入札および契約手続における透明性の確保等の更なる徹底を図るうえで、入札および契約手続にかかる組織等のあり方について検討を進める。

- ② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 21 条の 3 の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。

3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制等に努める。

温室効果ガスの排出抑制について、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）パリ協定を踏まえた政府の地球温暖化対策計画を注視し、必要に応じ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の見直し等を行う。

平成 27 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。さらに、環境政策の実施機関である機構の組織で培われた職員の業務専門性を活かしながら、地域における社会貢献活動に積極的に取り組む。

環境報告書の作成、公表に当たっては、業務に付随する環境配慮を基本としながら、機構の事業活動そのものが環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、機構の事業や地域貢献等を積極的に取り上げ、国民に対する情報発信ツールとして活用する。

III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算、収支計画、資金計画

別紙のとおり

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）を本中期計画期間中に 100 億円以下に圧縮するために、

- ①約定弁済先の管理強化
- ②返済遅滞
- ③厳正な法的処理
- ④迅速な償却処理

に積極的に取り組む。

特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化に当たっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、決算書を徴取後速やかに分析するなどし、延滞発生未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。

また、②の返済遅滞に当たっては、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞の早期解消を図る。

さらに、平成 28 年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取組状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。

返済確実性が見込めない債権は、サービサーを効果・効率的に活用し、回収強化を図る。

なお、債権残高に占める割合の増加が今後見込まれる回収困難事案について、分析の上、対処方針を検討する。

また、機構債券を本年度中に完済し、借入金について、本中期目標期間中に完済をすることとする。

なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。

IV. 短期借入金の限度額

平成 28 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、10,000 百万円とする。

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VI. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VII. 剰余金の使途

なし

Ⅷ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 職員の人事に関する計画

(1) 当中期計画中の目標である債権管理回収業務の組織体制の見直しについて、債権残高等の業務の状況等を踏まえつつ、円滑な業務実施体制を確保しながら、他部門への統合を含めた縮減等を検討する。

(2) 職員によるより質の高いサービスの提供を行うことができるよう、平成 27 年度に実施した階層・部門ごとの能力・スキル明確化についての検討結果を踏まえ、研修計画に反映させ、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るための各種研修を実施する。

なお、政府機関等主催の外部研修の活用及び階層別研修の実施においては、講座数及び参加者数とも前中期計画の最終年度の実績を上回るよう努め、また、業務専門性研修の実施においては、当初計画講座数を上回るよう努める。

(3) 平成 27 年度に実施した「人事評価制度の見直し」により改定した評価制度の運用を開始する。新たな人事評価制度では、個々の職員及び組織全体の成長を図ることを目的に加え、職位等に応じた評価を実施し、人事及び給与に反映し、士気の高い組織運営に努める。

評価制度の運用開始に当たっては、評価者及び被評価者に対する研修を十分に行い、評価制度の趣旨、内容、方法及び給与等への反映の仕組みを共有し、評価制度への適正な認識を促すとともに、透明性の確保を図る。

また、新たに導入する指導役制度により、採用や人事異動等により配属される職員等の各部門における業務スキルの習得を促し、業務の修得と習熟を支えるとともに、部門内の教育に対する責任と指導役を担う職員自らの自己研鑽の意識の育成・向上を図る。

さらに、評価に係る面談として、期初、期中及び期末に加え評価結果のフィードバック面談を明確化し、評価に対する納得感の向上と評価者による育成への責任意識の醸成・向上を図る。

これら新たな人事評価制度の適正な運用と計画的な研修により、効果的な人材育成を目指す。

(4) 人員に関する指標

(参考)

第 3 期中期計画期間の期初常勤職員数 140 人

第 3 期中期計画期間の期末の常勤職員数の見込み 148 人

3. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間から繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用に充てることとする。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

平成28年度計画予算

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	2,268
国庫補助金	944
その他の政府交付金	11,877
都道府県補助金	700
長期借入金	600
業務収入	40,265
受託収入	5
運用収入	1,152
その他収入	231
計	58,042
支出	
業務経費	53,242
公害健康被害補償予防業務経費	43,652
うち人件費	344
石綿健康被害救済業務経費	4,789
うち人件費	282
環境保全研究・技術開発業務経費	140
うち人件費	19
基金業務経費	4,211
うち人件費	137
承継業務経費	450
うち人件費	136
受託経費	5
借入金等償還	5,000
支払利息	12
一般管理費	931
うち人件費	430
予備費	445
計	59,635

[人件費の見積り]

平成28年度 1,082百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
収入			
運営費交付金	415	-	415
国庫補助金	44	200	244
その他の政府交付金	7,815	-	7,815
業務収入	34,767	-	34,767
運用収入	-	702	702
その他収入	1	0	1
計	43,041	902	43,943
支出			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	42,774	878	43,652
うち人件費	208	136	344
一般管理費	173	135	308
うち人件費	84	63	147
予備費	85	-	85
計	43,032	1,013	44,045

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	4,062
業務収入	1,035
受託収入	5
その他収入	59
計	5,161
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	4,789
うち人件費	282
受託経費	5
一般管理費	308
うち人件費	141
計	5,102

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	177
計	177
支出	
業務経費	
環境保全研究・技術開発業務経費	140
うち人件費	19
一般管理費	37
うち人件費	12
計	177

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
収入				
運営費交付金	1,004	53	22	1,079
国庫補助金	-	700	-	700
都道府県補助金	-	700	-	700
運用収入	173	-	277	450
その他収入	20	49	-	69
計	1,197	1,501	300	2,998
支出				
業務経費				
基金業務経費	889	3,032	289	4,211
うち人件費	111	19	7	137
一般管理費	133	23	8	164
うち人件費	63	11	4	78
予備費	163	7	3	174
計	1,186	3,063	300	4,548

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	597
長期借入金	600
業務収入	4,463
その他収入	102
計	5,763
支出	
業務経費	
承継業務経費	450
うち人件費	136
借入金等償還	5,000
支払利息	12
一般管理費	114
うち人件費	52
予備費	186
計	5,763

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成28年度収支計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	58,008
経常費用	58,008
公害健康被害補償予防業務経費	43,662
石綿健康被害救済業務経費	4,789
環境保全研究・技術開発業務経費	140
基金業務経費	4,218
承継業務経費	3,914
一般管理費	1,229
減価償却費	40
受託業務費	5
財務費用	12
収益の部	58,326
経常収益	58,326
運営費交付金収益	1,823
国庫補助金収益	244
その他の政府交付金収益	8,650
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,262
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,010
受託収入	5
業務収入	38,684
運用収入	1,160
その他の収益	66
財務収益	422
純利益	317
前中期目標期間繰越積立金取崩額	114
総利益	431

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部	42,970	1,024	43,995
經常費用	42,970	1,024	43,995
公害健康被害補償予防業務経費	42,779	883	43,662
補償業務費	42,779	-	42,779
予防業務費	-	883	883
一般管理費	174	135	310
減価償却費	17	6	23
収益の部	42,966	904	43,870
經常収益	42,966	904	43,870
運営費交付金収益	330	-	330
国庫補助金収益	44	200	244
その他の政府交付金収益	7,815	-	7,815
業務収入	34,767	-	34,767
資産見返負債戻入	9	2	11
運用収入	-	702	702
財務収益	1	0	1
純利益(△純損失)	△ 5	△ 120	△ 125
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	111	114
総利益(△総損失)	△ 2	△ 9	△ 11

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,109
經常費用	5,109
石綿健康被害救済業務経費	4,789
受託業務費	5
一般管理費	308
減価償却費	7
収益の部	5,109
經常収益	5,109
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,262
受託収入	5
その他の政府交付金収益	835
資産見返負債戻入	7
純利益	-
総利益	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	177
経常費用	177
環境保全研究・技術開発業務費	140
一般管理費	37
収益の部	177
経常収益	177
運営費交付金収益	177
純利益	-
総利益	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
費用の部	1,026	3,056	306	4,388
経常費用	1,026	3,056	306	4,388
基金業務経費	889	3,032	296	4,218
地球環境基金業務費	889	-	-	889
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	3,032	-	3,032
維持管理積立金業務費	-	-	296	296
一般管理費	133	23	8	164
減価償却費	4	0	2	6
収益の部	1,026	3,056	306	4,388
経常収益	1,026	3,056	306	4,388
運営費交付金収益	840	45	20	905
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	3,010	-	3,010
地球環境基金運用収益	173	-	-	173
維持管理積立金運用収益	-	-	285	285
寄附金収益	9	-	-	9
資産見返負債戻入	4	0	1	5
純利益	-	-	-	-
総利益	-	-	-	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,340
経常費用	4,340
承継業務経費	3,914
一般管理費	411
減価償却費	4
財務費用	12
収益の部	4,783
経常収益	4,783
運営費交付金収益	411
事業資産譲渡元金収入	3,917
資産見返負債戻入	4
財務収益	421
雑益	30
純利益	442
総利益	442

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成28年度資金計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	352,718
業務活動による支出	55,169
投資活動による支出	288,716
財務活動による支出	5,003
翌年度への繰越金	3,829
資金収入	352,718
業務活動による収入	61,069
運営費交付金収入	1,823
国庫補助金収入	944
その他の政府交付金収入	11,877
都道府県補助金収入	700
業務収入	36,609
運用収入	1,202
その他の収入	7,914
投資活動による収入	289,117
財務活動による収入	611
前年度よりの繰越金	1,921

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
資金支出	73,070	15,893	88,963
業務活動による支出	42,954	1,016	43,970
投資活動による支出	28,152	14,681	42,833
財務活動による支出	2	-	2
翌年度への繰越金	1,963	196	2,158
資金収入	73,070	15,893	88,963
業務活動による収入	39,300	902	40,202
運営費交付金収入	330	-	330
国庫補助金収入	44	200	244
その他の政府交付金収入	7,815	-	7,815
業務収入	31,111	-	31,111
運用収入	1	702	703
投資活動による収入	33,452	14,862	48,314
前年度よりの繰越金	318	129	447

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	94,175
業務活動による支出	5,100
投資活動による支出	88,400
翌年度への繰越金	674
資金収入	94,175
業務活動による収入	5,160
その他の政府交付金収入	4,062
地方公共団体等拠出金収入	1,035
その他の収入	63
投資活動による収入	88,400
前年度よりの繰越金	614

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	177
業務活動による支出	177
資金収入	177
業務活動による収入	177
運営費交付金収入	177

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
資金支出	5,828	43,100	114,735	163,664
業務活動による支出	1,016	3,055	1,428	5,499
投資活動による支出	4,430	39,800	113,100	157,330
財務活動による支出			1	1
翌年度への繰越金	382	245	206	834
資金収入	5,828	43,100	114,735	163,664
業務活動による収入	1,022	1,494	8,110	10,626
運営費交付金収入	840	45	20	905
国庫補助金収入	-	700	-	700
都道府県補助金収入	-	700	-	700
運用収入	173	49	277	499
その他の収入	9	-	7,812	7,821
投資活動による収入	4,430	41,400	106,500	152,330
財務活動による収入	11	-	-	11
前年度よりの繰越金	365	206	125	697

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,739
業務活動による支出	423
投資活動による支出	153
財務活動による支出	5,000
翌年度への繰越金	163
資金収入	5,739
業務活動による収入	4,904
運営費交付金収入	411
業務収入	4,463
その他の収入	30
投資活動による収入	73
財務活動による収入	600
前年度よりの繰越金	163

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。